

## 9 メディアにおける女性の人権の尊重

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等</p>	<p><b>ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進</b></p> <p><b>メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</b></p> <p>メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、女性の人権に対する認識を深め、ジェンダーに敏感な視点を養うための社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、関係者への働きかけを行う。</p> <p>放送分野においては、「放送と人権等権利に関する委員会機構」等が設けられているが、民間における自主的な取組が機能していない分野については、表現の自由を踏まえつつ、第三者機関の活用等、女性の人権の尊重に関する意見や苦情、提言を受け付け、人権侵害における被害者救済等を行う仕組みについて、検討を行う。</p> <p><b>性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</b></p> <p>青少年や性・暴力表現を望まない者が視聴することが不適切な放送番組等について、視聴者がより適切な番組を選択できるよう、番組情報の提供方法等について、放送のデジタル化を踏まえ検討を行う。</p> <p><b>性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制</b></p>	<p>・人権擁護推進審議会の「人権救済制度の在り方について（答申）」において、「マスメディアによる人権侵害に関しては、まずメディア側の自主規制による対応が図られるべきであり、その充実・強化を要望する。」と答申。（法務省 13年5月）</p> <p>・青少年育成推進課長会議で申合せされた「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」において、国の取組事項、国から地方公共団体への要請事項、国から関係業界団体への要請事項を提言（16年4月 内閣府）</p>	<p>メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</p> <p>性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</p> <p>・「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」の ~ についての取組状況を取りまとめた。（内閣府 16年8月）（7（1）ウ に前掲）</p> <p>・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）及び全国青少年健全育成強調月間（11月）において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進（内閣府）（7（1）ウ に前掲）</p> <p>・青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、海外のNPO等の先進的な取組に関する実地調査等を実施（文部科学省 13年度～15年度）</p> <p>・PTAが実施するテレビ番組のモニタリング調査を支援（文部科学省）（7（1）ウ に前掲）</p> <p>・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）</p> <p>の成立を受けての教育・啓発を推進（文部科学省）（7（1）ウ に前掲）</p> <p>・青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的な措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りを強化（警察庁）</p>

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。</p> <p>これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。</p> <p><b>児童を対象とする性・暴力表現の根絶</b></p> <p>児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを厳正に行い、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。</p> <p><b>地域の環境浄化のための啓発活動の推進</b></p> <p>学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。</p> <p><b>メディアにおける男女共同参画の推進</b></p> <p>性・暴力表現や固定的な性別役割分担意識に基づく表現などの改善の観点から、企画、制作、編集などメディアのあらゆる段階、特に方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。</p>	<p>・青少年育成推進課長会議で申合せされた「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」において、国の取組事項、国から地方公共団体への要請事項、国から関係業界団体への要請事項を提言（16年4月 内閣府）</p>	<p>・「ネット上の有害情報から少年を守るためのモデル事業」によるフィルタリングシステムの普及と広報啓発（警察庁 平成14年度～）</p> <p>・利用者がサイトの安全性を容易に判断できる環境を創出するため、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示す「コンテンツ安心マーク」（仮称）制度の創設を推進（総務省 16年度～）</p> <p>児童を対象とする性・暴力表現の根絶</p> <p>・児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りの推進（7 - 4 - （1） - 参照）及び被害児童の保護（警察庁）</p> <p>・児童ポルノ画像自動検索システム（CPASS（Child-Pornography Automatic Searching System））の開発・運用（警察庁 14年～）</p> <p>・サイバー犯罪に関する条約、児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に署名し、締結について国会で承認（外務省 15年4月）</p> <p>地域の環境浄化のための啓発活動の推進</p> <p>・「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」の ~ についての取組状況を取りまとめた。（内閣府 16年8月）（7(1)ウ 及び9(1)ア に前掲）</p> <p>・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月)及び全国青少年健全育成強調月間(11月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進(内閣府)(7(1)ウ 及び9(1)ア に前掲)</p> <p>・青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施（文部科学省 16年度～）（7（1）ウ に前掲）</p> <p>メディアにおける男女共同参画の推進</p>

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討</p> <p>現行法令の適用による取締りの強化</p> <p>インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、<u>刑法第175条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。</u>また、<u>違法・有害コンテンツの把握のための民間団体を通じた効果的な推進方策を検討する。</u></p> <p>インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及</p> <p><u>情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。</u></p> <p>接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進</p> <p>接続事業者に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供を行う者のモラルを確立するため、広報・啓発活動を推進する。</p>		<p>現行法令の適用による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検察当局において、わいせつ物を頒布、販売、公然陳列等する行為等刑法による処罰の対象となる行為、インターネット上でわいせつな画像を含む電子データを、アクセスしてきた不特定多数の者にこの画像を閲覧させる等わいせつ物公然陳列罪に該当する行為に対し、これらの規定を厳正に運用（法務省）</li> <li>・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）（15年9月・12月施行）（7（1）ウ に前掲）（警察庁）</li> <li>・児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りの推進（7（4）イ に前掲）及び被害児童の保護（警察庁）</li> <li>・「ネット上の有害情報から少年を守るためのモデル事業」によるフィルタリングシステムの普及と広報啓発（警察庁 平成14年度～）（9（1）ア に前掲）</li> <li>・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成（警察庁）（7（1）イ に前掲）</li> </ul> <p>インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法・有害な情報へのアクセスを防ぐためのフィルタリング技術の高度化に資する研究・開発を実施（総務省 10年度～13年度）</li> <li>・インターネット上のヌード、セックス等に関する有害サイトをランク付けし、レベルに応じて受信者側で排除できるフィルタリングシステムの開発とフィルタリングソフトの無償配布等による同システムの普及啓発を実施（経済産業省 8年度～）</li> </ul> <p>8年度～16年4月現在の利用数 12,230件 （格付けサイト数36万件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンテンツ安心マーク」（仮称）（利用者がサイトの安全性を容易に判断できる環境を創出するため、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示すもの）を付与されたサイトのみ閲覧を可能とするアクセス制御システムの調査研究（総務省 16年度～）</li> <li>・児童を有害コンテンツから保護し、その健全な育成を図るため、現在パソコン向けに実現している有害コンテンツのフィルタリング（選択的遮断）機能をモバイル（携帯電話等）向けにも実現するための研究開発を推進（総務省 16年度～）</li> </ul> <p>接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進</p>

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p><b>自主ガイドラインの策定の支援等</b></p> <p><u>インターネット等新たなメディアの活用、内容表現に関する倫理規定等の自主ルール基準の策定及びその遵守など、メディア自身による取組を一層支援する。</u></p> <p><b>インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</b></p> <p>インターネット等新たなメディアにおける性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報の規制等の在り方について、表現の自由、通信の秘密の保障に配慮しながら、国際的な動向を踏まえつつ、有識者、ネットワーク事業者、消費者代表等の参加も得るなどして検討を行う。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。</p> <p><b>ウ メディア・リテラシーの向上</b> <b>メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</b></p> <p>メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目に晒されることが不可欠であることから、<u>国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。</u></p>		<p>自主ガイドラインの策定の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人テレコムサービス協会による「〔新版〕インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」の策定を支援（総務省 15年5月公表）</li> <li>・社団法人電気通信事業者協会による「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」の策定を支援（総務省 13年3月制定）</li> </ul> <p>インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</p> <p>メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領において、各教科等の指導に当たって、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動等を充実（中・高校では「情報手段を積極的に活用」）（文部科学省 14年度～）</li> <li>・青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施（文部科学省 16年度～）（7（1）ウ 及び9（1）ア に前掲）</li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等				
<p>(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとわれない表現の促進</p>	<p><b>情報教育の推進</b>            学校教育、社会教育を通じて、情報そのものを主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。  <u>学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。</u></p>		<p>情報教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領において、各教科等の指導に当たって、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動等を充実（中・高校では「情報手段を積極的に活用」）（文部科学省 14年度～）（9（1）ウ に前掲）</li> <li>・児童生徒のモラル育成等についての指導方法・内容等について解説した指導資料を作成・提供（文部科学省 12年度～）</li> <li>・生涯学習活動のIT化支援事業の実施（文部科学省 14年度）</li> <li>・教育用コンテンツの活用・促進事業の実施（文部科学省 15年度～）</li> <li>・青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施（文部科学省 16年度～）（7（1）ウ、9（1）ア 及び9（1）ウ に前掲）</li> <li>・地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業の実施（文部科学省 14～15年度）（6（3） に前掲）</li> </ul> <p>IT学習に関する学級・講座数</p> <table border="1" data-bbox="1055 627 1373 695"> <thead> <tr> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>	平成14年度	平成15年度	63	71
	平成14年度		平成15年度				
63	71						
<p><b>男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透</b></p> <p><u>男女共同参画の視点から、国の行政機関の策定する広報・出版物が遵守すべきガイドラインを策定し、職員に広く周知することにより、国の行政機関の広報・出版物において、性別に基づく固定観念にとわれない、男女の多様なイメージを積極的に取り上げるものとする。</u></p> <p><b>ガイドラインの他の機関への啓発</b>  <u>国の行政機関の広報・出版物に関するガイドラインを地方公共団体、民間のメディア等に広く周知するとともに、これを自主的に規範として取り入れることを奨励する。</u></p>	<p>男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点からの公的広報の手引の作成・配布（内閣府 14年度）（25,000部作成 各府省に配布）</li> </ul> <p>ガイドラインの他の機関への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点からの公的広報の手引の作成・配布（内閣府 14年度）（9（2） に前掲）（25,000部作成 地方公共団体、立法・司法機関、民間団体に配布）</li> </ul>						